

委 員 会 規 程

（目 的）

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、本会事業の円滑化を図るため、委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び所掌事項）

第2条 前条に定める委員会の名称及び所掌事項は、別表1のとおりとする。ただし、特別な事由により、会長が必要と認める場合は、理事会の議を経て別表2により、特別委員会を設置することができる。

（構 成）

第3条 委員会は、担当副会長、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 担当副会長は、会長が指名する。

3 委員長は、理事の中から会長が委嘱する。ただし、特別委員会の委員長にあつては、会員の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。

4 委員は、会員の中から理事会において選任し、会長が委嘱する。

（意見聴取）

第4条 委員長は、所掌事項の審議に関し、特に必要があるときは、第3条第4項の構成員以外の会員等を当該委員会に出席させ、意見を求めることができる。

（招集及び議長）

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときにこれを招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

（議事参加）

第6条 会長は、いつでも委員会に出席し、意見を述べることができる。

（議事録の作成・報告等）

第7条 委員長は、委員会を開催したときは、議事録を作成し、保存しなければならない。

2 委員長は、当該委員会において決定した事項については、遅滞なく会長に文書又は口頭により報告するとともに、直近の理事会に報告しなければならない。

（任 期）

第8条 担当副会長、委員長及び委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 2 委員長が欠けた場合における補欠委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の補充の場合の任期は、第1項に定める任期の残任期間とする。

(経費の支弁)

第9条 構成員が委員会に出席した場合には、役員等旅費規程により日当を支給する。ただし、会長、副会長、委員長及び監事においては、別途、役員等に関する報酬等支給基準により報酬が支給されるので、日当は支給しない。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規程は、本会の設立の日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月12日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年3月5日から施行する。
- 4 この規程は、令和7年5月15日から施行する。

委員会名	所 掌 事 項
総務財務	本会の組織、役員選挙制度、政策提言並びに慶弔、表彰、綱紀等会員に関する事項及び財務、定款、諸例規の整備、事務局に関する事項並びに各委員会間の総合調整及び他の委員会の所掌に属さない事項
研修業務	鑑定評価業務の拡充、鑑定報酬、その他鑑定業務推進に関する事項並びに需要者の苦情処理、相談等に関する事項 不動産の鑑定評価についての調査研究に関する事項及びシンポジウムに関する事項並びに会員の指導研修に関する事項
公的評価	地価調査に関する事項及び評価資料の電算による分析 固定資産税標準宅地及び国税路線価標準地の鑑定評価に関する事項、固定資産税評価における路線価付設業務に係る調査、研究に関する事項、公的土地評価における独占禁止法に関する事項
広報資料	土地月間及び無料相談会等を含む広報活動全般に関する事項並びに厚生、親睦、インターネットの更新に関する事項 資料の収集、整備保管及び閲覧に関する事項

別表2

特別委員会	特別な事由等による専門的調査及び検討に関する事項
-------	--------------------------